

## 個人事業税の納税通知書・納付書の 一括送付について (お知らせ)

◇ 個人の事業税は、県内に事務所や事業所を設けて事業を行っている個人(事務所や事業所を設けないで行う事業については、県内に住所又は居所がある個人)に対して課される税です。

**第1期分の納期限は、 8月31日**

**第2期分の納期限は、 11月30日 です。**

**第1期分・第2期分の納付書を  
まとめて同封しております。**

お間違いのないようご注意ください。

第2期分の納付書は、大切に納期(11月1日～11月30日)まで保管していただき、納期限(11月30日)までに納付してください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期分の納期に全額を納付いただくことになっております。

※第1期分・第2期分をまとめて第1期分の納期限までに納付することもできます。

**県税事務所又は金融機関での窓口納付、口座振替の納付方法に加え、下記の方法により納付していただくことができます。**

◎コンビニでの納付(税額が30万円以下のものに限りです。)

◎ペイジーでの納付(インターネットバンキングや金融機関のATM等を利用して納付していただくことができます。)

※口座振替納付をご希望の方は、納付書に同封の口座振替依頼書にご記入のうえ、金融機関でお申し込みください。

※詳しくは、お住まいの市町村管轄の各県税事務所又は奈良県税務課までお問い合わせください。

個人事業税について、詳しくは地方税ガイドをご覧ください。